

令和4年度世田谷区公契約適正化委員会（第1回） 会議録

1. 会議名称 令和4年度世田谷区公契約適正化委員会（第1回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 令和4年8月29日（月）午後3時30分～午後5時35分
4. 開催場所 世田谷区役所第1庁舎5階 庁議室
5. 出席者
 - ・委員
中川会長、永山副会長、河原委員、兒玉委員、小部委員、竹内委員、中村委員、長谷川委員、三浦委員、望月委員
 - ・事務局
中村副区長（欠席）
工藤財務部長、阿部経理課長、公契約担当係長、契約係長 他
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由
会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。
（世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ）
8. 会議次第
 - 開会
 - 1. 審議
 - 2. その他
 - 閉会

令和4年8月29日

世田谷区公契約適正化委員会（第1回）

午後 3 時 28 分開会

○会長 それでは、ちょうどお時間にもなりましたので、ただいまから令和 4 年度第 1 回世田谷区公契約適正化委員会を開会いたします。今年度もどうかよろしくお願いいたします。

本日、この後、労働報酬専門部会の開催が予定されております。御案内では 5 時 40 分ぐらいからということで、最終的な終了は 7 時ぐらいを予定しているようですが、かなり限られた時間での審議になります。この委員会は 5 時半過ぎぐらいを目途に、約 2 時間ありますけれども、有意義かつ効率的な会議にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日、いつも出ていただいております中村副区長が御欠席となりますけれども、御挨拶をいただいておりますので、事務局のほうからよろしくお願いいたします。

○事務局 では、副区長より挨拶を預かっておりますので、代読させていただきます。

公契約適正化委員会に御出席いただき、ありがとうございます。今年度も委員の皆様には世田谷区の公契約の適正化に向けて、お力添えいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

区では昨年度、熱心に御議論いただきました工事契約における新たな総合評価方式入札及び公契約条例の周知に係る新たな取組について、この 4 月より実施しております。また、昨年 11 月にいただきました令和 4 年度の労働報酬下限額に係る意見書にて御提言のありました新たな目標設定額に向け、今年度の労働報酬下限額を 1 時間当たり 1170 円としております。

今年度は東京都の最低賃金も物価の上昇等を考慮し、過去最大の 31 円の引上げとなっております。区は来年度の予算編成に向けて動き出したところですが、次年度の労働報酬下限額についても労働者の適正な労働条件の確保に向けた、この新たな目標を踏まえ、御意見いただければと思います。

委員の皆様におかれましては今年度が任期の最終年となります。昨年御意見いただいた委託契約におけるダンピング防止のための入札制度改革や、以前からの引き続きの審議事項について、幅広い見地から御議論をいただきたいと思います。

それぞれの専門の分野から活発で忌憚のない御意見と御提案をお願いし、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

本日は審議事項が 2 つ、報告事項が 3 つございます。

まず最初に、今、副区長からの御挨拶にもございましたけれども、委託契約

におけるダンピング対策についてということで、1つの御提案がございますので、事務局のほうからよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、経理課長より御説明いたします。

お手元、資料1を御覧ください。委託契約におけるダンピング対策について（素案）というものでございます。

申すまでもなく、本適正化委員会のほうより、従来より委託契約の多様な点に着目をして、その標準化等についても御議論いただいていたところですが、昨年、工事のほうのダンピング対策を含めた総合的な対応を御検討いただく中で、片や、この社会情勢の中で、委託契約についてもできることから、やはりダンピング対策について取り組むべきであるということで、意見書をいただいたところです。

それから、区といたしましても、他自治体の制度等、もろもろ調査検討させていただいて、一定の方向性にたどり着いたのかなと考えておりますので、本日は、その内容を御説明させていただいて、また御意見いただければと思っております。

では、資料1ですけれども、表紙の1の主旨につきましては、ただいま申し上げたとおりのような状況でありまして、2番目に書いてございますのが、今回のダンピング対策の大きな特徴を示したネーミングと申しますか、何をやるかといえますと、既存からある最低制限価格制度を改定して、こちらにございます変動型最低制限価格制度を導入していきたいということでございます。

これは、多様な内容の委託契約において、現在よりも適用範囲を拡大しまして、実際の入札額から最低制限価格を設定することで、過度な低価格入札を効果的に抑止しようというものでございます。

そこで、ついでにA3の資料をお開きいただきたいと思います。こちらは簡単にまとめてありますが、左から現状と、それを踏まえた取組の方向性、それがもたらす効果ということで並べてあります。

まず、現状につきましては、先ほども申し上げたとおりでして、本委員会より委託契約の過度な低価格入札防止に係る制度改革を求める意見書をいただいております。その下段でございまして、委託に関する現行の区の最低制限価格制度について簡単に掲載をしております。ここに課題として掲げておりますとおり、現行制度は履行の質の確保が主眼でありまして、対象が極めて限定的ということでございます。また、昨年、計画策定支援業務におきまして1円入札が実際に発生をしたということからも、対象を拡大するとともに、多様な委託業務において、それぞれの市場の実勢を反映した仕組みが必要というふうに考えております。

そこで、真ん中の「取組みの方向性」ということですので、申し上げて

いるように、既存の最低制限価格制度を改定しまして、実際の入札額から、この最低制限価格を設定する変動型の制度を導入していきたいということです。

その下にありますけれども、新制度の対象としましては、現行制度の対象に加えまして、これまでの過去の実績から、現に低価格入札が見受けられる業務類型に対して重点的に防止を図るため、その範囲でもって適用範囲とすると。そこまで拡大をするということで、現在のところ、概況を見ますと、具体的には括弧の中にありますとおり、1円でもありましたような計画策定支援ですとか検査・調査、あるいはデータ入力といったような業務が該当するというところでございます。

次に、実際の変動型最低制限価格の算定方法、具体的な中身ですけれども、このポイントは、算定は開札後に行うことになるということでございます。簡単に言いますと、実際に入った入札の中身の平均を取って、その平均より一定の乖離があって低いものについては、やはり市場の標準より離れているということで、それをカットしていこう、失格としていこうという考え方です。

やり方としましては、まず最初に、入札額は、当然ですけれども、予定価格以下の入札者について有効参加者として、その有効参加者数に一定割合を乗じた数を標本数とするということで、入札額が高いものを含めた全体の平均を取ってしまいますと、どうしても非常に低いものを排除するという目的からずれてしまいますので、あるいは、一番下の※1にも書いてありますとおり、意図的な最低制限価格引上げということも、あり得ないではないので、一定割合で高いものはカットするというのは、あらかじめ行います。ほかの自治体で導入しているところで見ますと、6割などの設定がございまして。

そこで、実際に、そのカットした中で価格が低いほうから並べまして、申し上げた標本数に当たる順位まで、ここまでを平均を取るということで、この全体の平均額を標本平均額ということで名づけています。最終的には、その標本平均額自体を最低制限価格としますと、ある意味、当然のように、下の入札のほうで失格ということに自動的になってしまいますので、それは非常に乱暴です。その標本平均額に一定の乗率を掛けて乖離があるもの、乖離があって低いものについてカットするというので、一定の乗率を掛けて最低制限価格を設定するという計算の流れになります。

これを、真ん中より若干下にある例の表を見ていただきますと、入札参加者A社、B社とありまして、入札額が70万円が一番下で、上はもっとあるという設定で計算した結果、標本数が3となった場合を例で挙げております。色が変わっているところが標本数の3、3社ですね。そこに先ほど申し上げた一定の乖離を見るための乗率、これをサンプルで0.85ということで掛けまして計算しますと、結果、80万7500円ということで、これが最低制限価格になるというこ

とです。

これを振り返って、全体の入札の額に照らしてみますと、A社が70万円ということで、最低制限価格80万7500円を下回っていますので、こちらについては失格と。有効な中で一番安いB社の106万円、こちらが落札となるということでございます。そのポイントになる一定割合、あるいは、最後に掛ける一定の乗率につきましては、あらかじめ公表するというやり方です。

一番下にございますけれども、このやり方でもって、1つ課題というんでしょうか。悩ましいところがあるというのは、札が少ない場合については、やはり平均を取るというやり方がなじまないということになりますので、非常に少ない場合については、このやり方で十分な効果は得られないということで、これは原則に戻って予定価格に一定の乗率を掛けるという形で最低制限価格を設定することになります。以前は、そこがもう枠が決まっています、やり方については非公表なんですけれども、それについて、今回のポイントは市場の実勢に合わせるということですので、こちらの少数の場合におきましても、過去の実績を見ながら適切に乖離があるようなところをカットするという目的に応じて設定をしたいと考えております。

一番右側になりますけれども、これは、では、何がいいのかというところで、効果ということで幾つか挙げていますけれども、そもそもが、こちらについては、蓋を開けてみないと最低制限価格が幾らになるか分からないと。案件ごとに、そのタイミングごとに全部違いますので、事前にそれを知り得ることはできないということになりますので、極めて公正性が高いということになります。あるいは、これまでは、先ほど申し上げたとおり、最低制限価格については算定式なりも全て非公表ですので、公表しているのが、あくまでも10分の7から10分の9までの乗率を予定価格に乗じるということだけでした。したがって、非常に今回は計算式が見えて、結果も、入札結果が出た後には、それぞれの方々は御自分で計算もできますので、そういう意味で透明性が高まるということ、あるいは検証が可能になるということになります。

あとは、なかなか難しいのが、対象をどこまでにするかということになるわけですけれども、今回については、今委員会でもずっと議論をされていた、なかなか委託に関する対策を打つに当たって、先ほど来申し上げている仕様の標準化、ひいては見積りの標準化、それがこのダンピング対策にもつながるということで、もろもろ、その検討を重ねてきたわけですけれども、なかなかその実態が多様で難しいということがあって、この範囲についても、人件費比率が高いとか、そういったところで、下限額を使いながら何とか設定できないかという検討も行いましたけれども、やはり本委員会と同様に分類分けが非常に、その理屈づけが難しいところがありますので、どちらかという、その理屈よ

りも実際の市場の動きに合わせて設定をするということで、ある意味、発注者のほうで恣意を加えないというやり方でもって、この実際の実績を捉えて、そこで非常に低い入札が過去行われているもの、こちらを抽出して、そちらに対して、実際の入札額からはじき出される最低制限価格で非常に安いものについて排除していくというやり方を取っているわけです。

したがって、その対象も過去の実績で市場が示してきた実績で、これを見てもみますと、同じ業務のものは大体経年で同じような傾向がございまして、ある年だけ落札率が90%近くに寄っていて、次の年がもう70%近くになっているよというような、大きなぶれは見受けられませんで、そういったところから過去を見て、実際に過度な低価格の入札があったというところについて、ピンポイントでこの最低制限価格を新しく設定して、ダンピングを防止していこうという考え方です。

というのも、効果の一番上にありますとおり、とにかく全体にこのやり方をかけるということになると、有効に、企業努力でまさに工夫していただいているところについても、ともすると、はねるということになりかねませんので、そのバランスをやはり取る必要があるというところがあり、過去、市場が示してきた非常に低価格の可能性が強いものについて抽出をして実施をしていくという考え方です。

表紙に戻っていただきますと、3の今後のスケジュールということで、本日、本委員会で審議をお願いしているところですがけれども、この後、来月には議会のほうにも、この方向性について御報告を申し上げ、定例会を挟んで、また、本委員会、あるいは入札監視委員会のほうで御審議をいただき、また議会のほうに案として具体化したものを御報告させていただいて、議論、確認の上、年内に何とか事業者の方々にも周知をきちんと図っていきたいと考えております。何分、委託のほうは少し早くて、来年度分の契約の入札公告について、早いものでは1月から始まるということがございまして、そちらに間に合うように周知を図っていきたいということです。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

委託契約、特にその中のダンピング対策として、できるところからということで考えると、この変動型最低制限価格を一部の業務といいますか、全ての業務ではなくて一部の業務、過去のデータから見て適用が可能であろうと言われるような、全部で5つですか。今のところは一番左の「現状」のところにあります予定価格が200万円以上の建物清掃・公衆トイレ清掃の業務委託、造園の業務委託、それから、真ん中の「取組みの方向性」のところの対象の最後にあります「適用範囲を拡大」ということで、計画策定支援、検査・調査、データ入

力作業といったものに、この変動型最低制限価格というものを導入してみたらどうかと。

お話の中でもございましたが、仕様書であるとか、見積りの標準化のようなことを進めていこうとすると、かなり業態であるとか委託内容によって多種多様になるので、早急にとということからすると、なかなかまとまりにくいということでの御提案かと思えます。

幾つか、まだ問題点はあるだろうというのは私自身も感じてはいるんですけども、ただいまの御提案について御質問……。ひょっとしたら、23区ではこの変動型最低制限価格はまだ導入してなくて、都内で言うと八王子市とか複数の市、それから、関西方面の幾つかの自治体さんでは導入されているようなんですが、この変動型最低制限価格って何という御質問でも結構です。ここが分からないとかということも含めて御質問、御意見をいただければと思っております。どなたからでも結構です。

○委員 この適用範囲の選定で、過去にダンピングがあったということなんですけど、例えば建築設計なんか業務委託に入るかと思うんですけど、建築設計なんかはダンピングというのはないという理解なんですか。

○事務局 建築設計ですとか測量等については工事の分類になりますので、そこは積算が標準化されているということがあって、その積算を基にした最低制限価格制度は今もう既に実施しておりますので、そこは従来どおりとさせていただきます。

○委員 分かりました。

○事務局 ちょっと分かりづらいんですけども、工事系のものは除いた業務委託ということで御理解いただければと思えます。

○会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。どういう視点からでも。

○委員 細かいことはこれから詰めていくのかなと思うんですけども、例えば、この例ですよね。A社が70万円で、今回のこの計算だと失格になるということなんですけども、ここにもし、先ほどのおっしゃっていた1円入札とかが発生した場合は、1円入札の方が失格となって、A社の方は大丈夫ということになるのかなと簡単に思ったんですけども。そうすると、本来の趣旨から何かちょっとずれてくるのかなと思ったりするんですね。この辺を、もしかしたらローワーカットとか、あまりにも低過ぎる値を入れた方は、そこで失格にするというようなルールを入れていかないといけないのかなと、1点思いました。

それとあと、実際に運用していくのに有効参加者数が少数の場合は、効果を発揮しないかなというお話があったと思うんですけども、これをお断りして

入札に参加していただくのかどうなのかなという、何かちょっと、後づけだとあれなので、何か難しいなと思ったりもしました。

以上です。すみません。

○会長 1点は、あらかじめローワーカットということは考えられないんだろうかということと、それから、参加者数の問題はどうかお考えでしょうかということだと思いますけれども。

○事務局 1点目については、まさにあり得る議論だと思っておりますが、調べたところで、なかなか自治体でそれも組み合わせているところは、聞き及んではいないんですけれども、もう一度、御指摘の点も踏まえて確認、検討をぜひさせていただきたいというところで。

それと、少数の場合なんですけれども、やはりこちらについてもなかなか、確かにおっしゃるとおり悩ましくて、もともとの、その新しい変動型のやり方の算定式等を含めて、お示ししやすいんですけれども、こちらについては、少数の場合については、予定価格をやっぱり算定基礎に使わざるを得ないと。予定価格がどうしても公表できないというところがありますので、なかなか難しくなるんですけれども、先ほど申し上げたとおり、いたずらに定率を掛けるような考え方ではなくて、きちんと、先ほどのコンセプトに応じた設定の仕方についても何らかの説明を加えて、具体的にこれと、なかなか本当に言いづらいんですけれども、考え方についてぜひ御説明をしながら、組み合わせて実施をさせていただければと考えます。

○副会長 2つほどあるんですけれども、1つは、これは予定価格はもちろん公表していないんですよね。

○事務局 していません。

○副会長 はい。

それで、もう1つ、この方式、こんなことは、もちろんあってはいけないことなんですけれども、例えば、3社なりが合同して、あるランクで低いほうから順番に3社ぐらいが合同で入れるというような形で、変動の方向性を動かしてしまうというようなことは、あり得るんでしょうかね。というのは、逆に、1社しかないというケースが起きるかもしれないので、極端になる場合をどう見分けるかというのは、ちょっとこの方式で行くと、かなり応札する側の行動が、この最低制限価格をある程度、方向性だけは動かし得るんじゃないかという。

それから、全部やめて1社しかないというのは、特にシステムなんかの関係ですと、1社入札というのは結構多いですよ。この辺をどういうふうにするのか。

○委員 ○○でございます。

この変動型最低制限価格制度という制度に関しては、価格のみの評価から行くと、低入札価格調査制度というものがあります。これはやはり時間がかかるわけですね。最低価格の業者さんに対して、実際にできるのか、この積算でできるのかどうかという調査ですよ。一般に、今、最低制限価格制度、これは、ちょっとなかなかいろんな予定価格を取ったり、最低制限価格が幾らだという、やっぱりそういう情報収集というところで、ちょっと公平性に欠けてくる問題があるんですけれども。

ここで1つ、この3つの中で一番いいのは何かというと、事前の価格公表をすることに対しても私はデメリットがあると思うんですね。価格がもうある程度分かってしまうと、そうです、もう価格のみの勝負でやっていく。そこにはいわゆる品質確保というものはないわけですね。ここでも変動型、ここは最低制限価格のこの制度は、あくまでも価格ですよ。品質確保のこれはないんですけれども、例えば標本数を何本にするのか。今、副会長がおっしゃったように、例えば1000万円の予定価格があったときに、3社が500、600、700、900とやると、要するに、ダンピングでもう決まっちゃうわけですね。今、この※1のところ、入札参加者による意図的な最低制限価格引上げの防止を目的に、高額な入札を標本平均額算出の対象から除外すると。やっぱり最低価格も何らかの形で除外するという。これがなかったら、今度は逆に予定価格よりどんどん上げて、予定価格すれすれの業者があって高止まりするという、この制度のデメリットがあるわけですね。だから、そこら辺を、この制度をちょっと考えて、部分的にやりながら調査していく。注視しながらやっていかなきゃいけないのかなと思います。

基本的に、やはり業者の品質確保のために、入札制度は、要するに品質確保の業者選定ということがないわけですね。だから、ここは公契約の、ここでやはり地元産業の貢献度、育成ということも考えると、そこも考慮した、ある程度指名的な、実際に調査をして、この会社とある程度はやる。そういう考え方も必要ではないかなと思います。

ある程度の優秀な業者を選定することによって、ダンピングあるいは高価格の入札というのは、なくなると私は思います。

○会長 今、若干、高額な入札については除外するというのは、1つあるけれども、もう1点としては、最低価格というのも除外するような検討が、これにさらに織り込むことも検討してはどうかという御意見だった……。

○委員 そうですね。ええ。低価格は5社。だから、標本数が、その低価格で全部。例えば予定価格より上の、どれだけの確率で除外するか。それと、低価格に対しての何%と、ある程度全体的な数があるわけですから、そこをどう選定、標本数を決めるのか。ここを間違えると、もうずっとダンピングの、要す

るに、せっかくこの制度が……。

○会長 低価格のものになっていくということですね。

○委員 なっていきますよ。

だから、さっきの1円入札もそうです。それを加えられちゃうと、次の価格の人は当然落札業者になりますよ。極端に言うと。だから、ある業者にお願いして、1円入札の札を入れてくれと頼めば、それで終わりです。

○副会長 あと、ちょっとこれは蛇足なんですけれども、国土交通省が測量と建設コンサル、土木コンサル、地質調査、この4業種の低入札価格調査制度、または最低制限価格制度の未導入自治体の調査をやっているようなんですね。この4業種に限っていることなんですけれども、対策が取られている件と取られていない件が非常に開いているという報告だけがあって、これは調べてこなかったんですが、東京都の場合はどうなっているのか。ちょっとこの辺が、情報を得られるものなら、どんなふうな対策を東京都はやっているのかというのが、1つの参考になるかなという気がするんですけれども、これは蛇足。

○事務局 それは東京都の対応も確認しますけれども、基本的に、先ほど申し上げたとおり、工事系の測量なり設計の委託については、既に最低制限価格の運用をしておりますので、微妙なコンサルに寄っている話がどうかというところだと思うんですね。そこは改めて確認をします。

先ほど来、お話のあるところなんですけれども、やはり、ある意味で違う意味の談合を誘発するんじゃないかという懸念が、この制度には言われているところがあります。ただ、それをおっしゃっているとおり、誘発されるのは、高く止まるか、低く止まるか。高く止まるほうは一定の防止策を考えてあるわけなんですけれども、低く止まる分については、先ほどの御指摘もあったとおり、どういうふうに防ぐのかというところが多分あるんだと思うんですけれども、制度を設計しているほうは、わざわざ談合して低く誘導する価値が一体どこにあるんだらうかという考えもあるんだと思うんですが、ただ、その契約が連続していくようなことを、もし考えるのであれば、一定のメリットが生まれてくるのかもしれないから、そこについては、もちろん重大な御指摘として、また調べたり検討を重ねたいと思います。

とにかく、この制度を申し上げたいのは、入れて終わりということではないと思っています。ですので、工事もそうでしたけれども、いわゆるいかにそれを検証して、分析して、本当に必要であれば対象を加えるなり、あるいは見直しをするなり、それがセットだと思っていますので、先ほど冒頭にお話が漏れたかもしれませんが、なかなか工事のほうの全体を見て、まずは1割やってみましょう、状況を見て徐々に増やしていくというのと違って、ある程度こちらのほうは限定的にスタートしていこうと。ただ、それを試行と名づける

かというところがありますので、分かりにくいんですけども、ただ、申し上げたとおり、導入後は必ず検証して必要な見直しを当然図っていくつもりですので、それは本委員会にも御報告をしながら、御審議もいただいて、よりよいものを目指していきたいというところは考えています。

ただ、当初の設計に当たって、もう少しこちらで具体的な検討も進めさせていただければと思います。

すみません。以上です。

○会長 委託の場合の入札参加者というのは、実際に札を入れた事業者さんということですよ。

○事務局 そうですね。

○会長 額を出してきた。それで、有効参加者でもいいし、入札参加者でもいいんだけど、実際に札を入れてきたのが3社ぐらいだったら、これは変動型になるのか。10社ぐらいだったらなるのか。それは公表はされないですか。

○事務局 入力結果については全て今、公表していますので、例えば、そもそもとして入札参加資格の申請をいただいて、いわゆる手を挙げていただいて、参加資格を得た方についても、もう名前は出ます。結果、辞退されたとしても、その辞退という形で名前は出ます。札が入れば、当然その札の金額は全部出ます。その結果、こうだったというのは全て公表されますので。それに伴って、今回のこの仕組みがあったとすると、それは、先ほど申し上げた計算の中身は事前にお示しをするので、結果、こちらが積極的に今回の最低制限価格が幾らでしたということを出さなくても、それは計算できて、もちろん、その最低制限価格にかかれば、そのかかった方が失格だという情報も同時に出ます。

○会長 お聞きしたのは、要は、入札参加者は参加しますと手を挙げて辞退した企業さん、公表される、されないは別として、最初手を挙げたときには7社いたと。それで、結果を見ると3社しか入れなかったと。それで、この3社が入札参加者なのか、どっちなのかという。

○事務局 おっしゃるとおりです。

そもそも、ここで言うところの入札参加者については札が入った数なので、そのスタートは札からです。なので、あくまでも蓋を開けてみないと分からないというのは、そこ。

○会長 3社だったとして、例の話で、3社で仮に0.6を掛けると、2社が有効参加者数になるわけですよ。そうすると、この有効参加者数が少数の場合は従来型に戻るわけですよ。その少数というのがどういう状況なのか。2社は少数なのか。実態からすると、非常にそこら辺での札の入り方って出ると思うんですね。

○経理課長 一応ここでお示ししている想定は、あくまでも有効参加者数とい

うのは切る前の、標本数を絞る前の数ですので、予定価格以内であるものは有効と。まずそこからです。そこが例えば3だったとすると、そこからこの計算式に入ってということですが、そこを最大限、少数の場合と切り分ける数が、2なのか、3なのか、4なのかというところは、確かに重要なので、こちらは、今、決め切っていませんけれども、先ほど来申し上げているメリットが多いので、この変動型については、できるだけ範囲を広げて適用したいと。ところが、実質的な効果が得られないとか、もしかすると逆効果みたいな話があるとすると、当然考えなきゃいけないですから、そこについては今までも試算しているんですけども、さらに具体的に試算を重ねていきたいと思っています。

ただ、おっしゃるとおり、3ぐらいがライン、どうするかというところですよ。確かに。

○会長 そういった点も考えて、対象とする業務委託が適用範囲拡大というのがありますけれども、おおむねそれなりの、どう言えばいいんですかね。この変動型最低制限価格を導入しても、それなりにチェックができそうだというのが、ここら辺の業種だ、業態だというチェックは、一応されたという理解でよろしいですよ。

○事務局 過去5年を見て、申し上げたとおり、過去に例えば落札額が50%を割っていたのが数件あるとか、そういう実例が伴っているもの、それが極端に業態によって、あたりなかつたりを繰り返すというところも、全然ないわけではないんですけども、大体5年も見ると傾向はほとんど似てきて、それでもって、今、抽出をかけて、仮に置いているわけですが、そこについても、まさに適用範囲をどこまで取るか、過去どれぐらい発生したものを狙い撃ちしていくかというのは、まさにこの話の肝でもありますので、さらにそこはもろもろ検討を重ねたいと思っています。また改めて検討結果をお示ししたいと思います。

それと、もう1つ、ごめんなさい。申し訳ないです。タイムラグがあって申し訳ないんですけども、先ほどの〇〇委員から御指摘があった話の1つで、少し考え方というか、お示ししたいのが、品質重視ですよ。おっしゃるとおりです。ですので、やっぱりそもそもの入り口として、委託でも、価格競争で決めるというものと、それはなじまないよねというものも確かにあって、どちらとえば、もろもろそこでしか対応できないというところも含めて、委託では、やはり実際問題とすると、随意契約のほうが全然多いわけですね。件数からすると。ただ、その随意契約の中には、おっしゃっているような、価格も一部構成しますけれども、その他の履行内容とか品質、実績、そういったもろもろを見て、内容を見て競う。そういうプロポーザル方式というものを大分取

り入れていますので、今後も、まさにおっしゃっていただいているとおり、その入り口の選定をきちんとこれまで以上にしっかりやって、単純な本当に入札、価格競争だけでいいのかというところを、各業務においてチェックの上、必要なものはプロポーザルにシフトしていくということも、やっぱり応用、併用しながら、この制度についても運用していきたいと考えております。

すみません。付け加えになりました。

○事務局 では、ちょっと若干私から。

ただいま最後にお話しした部分はすごく大事で、本日御議論いただいているのは、あくまでも価格競争で勝負していいものに対してのダンピング対策ということが大前提ですね。ですから、その他の要素を管理しなきゃいけないのは、本日の議論の対象の外にあるというのが大前提。

もう1つは、では、ダンピングって何でやるんだと考えたときに、基本的には、何らかの理由で他社を出し抜いて、それ自体では元を取れなくても、いい金額で入札をしてくる行動だというふうに考えると、複数社でそれを行うということ自体が、非常にちょっとあまり考えづらいかなという。共謀してダンピングをするということ自体が、行動様式として、ちょっと考えづらい部分がある。

逆に、今度は高く、もともとは談合されれば、いろいろ制度上の不具合は出るんですけども、高く誘導しようとしたときに対する考え方で言うと、今回のこの考え方で言うと、ここで言っている0.85の乗率、この部分でどう取るか次第。どのみち予算のパイの中での議論ですから、この乗率をどう設定するかによって、談合によって高く設定したところでも不当に排除されてしまうということは避けられるのかなと。ですから、この乗率の設定をどうするかということが、1つポイントかなというふうには思いますけれども、何か違いがあったら言ってください。

○委員 今、財務部長さんのほうから話がありましたけれども、調べていただきたいと思うのは、ダンピングを行った会社はずっと、3年、5年とダンピングしながら取っていくかというところ、そうではないと思うんですね。それに対して、次の業者が、あそこでとにかくこの物件を何とかやりたいということで、前年の入札価格を参考にして、またやるというパターンがあるのかなというふうに思っております。

先ほど会長さんのお話ししました有効参加者数、少数の場合はどうするのかと思うんですが、例えば10社あって、2社だけ予定価格以内で、あとはみんなもう予定価格をオーバーしていると。そこでやると、予定価格者の競合数を3本を4本にすると、予定価格内の業者さんが、要するに失格になるというパターンがあるから、そういうところを考慮しているんじゃないかなと私は勝手に

思ったんですけれども。

○会長 ありがとうございます。

○○委員のほうから、幾つか危惧される事柄もあるので、そこら辺もさらに事務局のほうも検討してください。

○事務局 そうですね。イニシャルの詳細なパターン分析も含めて、いただいた御意見は非常に参考になりますので、全く違う視点で見てもたら、このときどうするんだろうというのは当然あり得るので、新しい制度でもありますので、なるべく我々も検証しながら進めていきたいと思えます。

○副会長 ちなみに、この一定割合というのが2つございますけれども、これはどのくらいの数値が入るんですか。0.8とか0.7とか。およそ。ケース・バイ・ケースでこれは決めるんですか。それとも大体、金額なりでそれなりの率を出しておくんでしょうか。

○事務局 聞いているところだと、金額にかかわらず一定の率、標本数を取る率については、例えば0.6とか0.7とか、あらかじめ1本で決めている。

○副会長 標本数と割合とを。

○事務局 標本数を絞るための係数ですね。一定の割合。乗率のほうもあらかじめ公表してあって、先ほど最後の平均値に幾ら掛けるかというところも、例えば0.85とかというところの、それが案件によって、ばらばらいろいろ動くというよりは、大体決めているようですね。

○事務局 だから、基本的には先行する自治体がどう設定しているかというのが1つ。あと、過去の世田谷区における入札状況をレビューして、この制度がその当時入っていたらどうなっただろうかという両方の検証。その他の視点もあれば、それも加えてですけれども、幾つかの視点で設定はしていきたい。固定的に1個にするのかどうかという、今のクエスチョンについても、その中で明らかにしたいと思えます。

そういう意味では、今日の御議論いただいているのは、大きな方向性について、この目的と、基本的には既存の制度ではありますけれども、他の自治体が受け入れている仕組みを世田谷区でも一部取り入れていきたいと思います。その理由としては、どうしても積算型の、基本的には価格勝負の入札なんだけれども、積算型というのがいかにも対応で、これはもう本当に委託という、非常に風呂敷の広い契約行為について、やはり制度的に1個1個積み上げてやっていくというのは難しいということで、こういう変動があったと。その部分について御了解いただきたいなということです。

また、先ほど課長からも話もありましたように、実施しながら検証していくということはとても大事で、そういう意味では複数年で見えていく必要もあるかなと思っています。いい具合だったら徐々に拡充するということもあるでしょ

うし、これについてはちょっと御相談しながらと。

以上です。

○委員 この変動型を導入して、区の職員が負担があるとか、そんなには、あんまり考えていないですかという話と、あとは、業者さんがどう説明して、敬遠する委託さんもいるんでしょうけれども、それも運用しながらだと思いますけれども……。

○事務局 制度導入は、すごい大変なんですよ。実は物すごい。

○委員 そうですよ。

○事務局 これは、だから、実務側から見ないと、なかなか分かりづらいんですけども、入札のシステム自体が東京都一般の、全体のクローズドシステムなんです。ですから、そこで行われた入札データを機械的に引っ張ってきて計算、計算式はもう決まっているわけですから、そこに、ぱっと当てはめられないんですよ。ですから、全部手作業になっちゃって、しかも間違いが絶対あってはいけません。入札ですから。かなり職員には泣いてもらうことになって、非常に申し訳ないと思いつつ……。

○委員 それも大変かなと思ってね。やっぱり。

○事務局 思いつつですね。

○会長 ほかはいかがでしょうか。

先ほど今後の予定ということで、9月に企画総務常任委員会で報告されて、その後、10月のこの委員会でもさらに審議をすると。ほぼそこで来年度の契約から導入するかどうかということを決めるという手続ですので、またそれぞれの立場で、こんな問題点があるんじゃないかとかというようなこともございましたら、事務局にお知らせいただければ、事務局の中で検討する上でも参考になるかと思しますので、どうかよろしく願いいたします。

制度を入れると、制度に応じたいろいろな体制がつくられるということもありますけれども、それなりにうまくいけばということかと思えます。よろしいでしょうか。

○副会長 最後になるかもしれませんが。

あと、〇〇委員がおっしゃっていた、価格以外の何か質的な最低条件みたいなものの導入というのは、考えられるものではないということでしょうか。それとも、ある業種、ある業務範囲では、ある程度、質の評価を入れた入札なり落札条件を設定するという考えはございませんでしょうか。

○事務局 既存でも、価格競争の入札でも、参加条件として過去の実績や資格を問うているものは多々ありますので、それをまた精査することだと思います。

○事務局 例えばグリーン購入を条件にしちゃう。それは競争入札でも一定の、SDGsでも何でもいいんですけども、契約の入札条件に入れちゃうという

方法が1つ。それは、ですから、この制度、議論とは全然別の話ですね。

もう1つ、いやいや、もっと突っ込んだ質の管理が必要だよとなれば、それはプロポーザルに行ってもらおう。プロポーザル、随意契約ということの、契約の1つの形ですけれども、これはもう例えば福祉の、例えば保育園の委託をしましょうなんていったときは、もう金額だけで見られるはずがありませんので、そういったところを丁寧に審査をしていく。あくまでも、このペーパーというのは金額だけで勝負するという場合で制度をどうすると。要は、冒頭お話にあったように、1円入札みたいな、はっきり言って暴力的な入札をされちゃうと、制度の根幹がゆがんじゃうので、そこは排除したい。普通に頑張って入札していただいた事業者が排除されないような、そのための努力をして、1円入札的な、では、1円をはじけばいいじゃないとなると、では、10円はどうなんだとなりますから、どこかで線を引かなきゃいけないんですね。そうすると、常識的な平均値といったところから算出したところから大きく乖離したもの。これについてはちょっと御退場ということで、それによる弊害も考えられますけれども、1円入札を野放しにしておくよりはいいだろうというふうに考えるわけですね。

そういうことで、ちょっと制度は丁寧に作り込んでいきますけれども、一応御理解いただきたいと思います。

○会長 事務局も、議会での説明も大変かと思いますが……。

○事務局 新しい仕組みですから。

○会長 この1円入札も議会では承認されちゃったわけですよ。

○事務局 それはもちろん、ルールで入札を始めますから、それに合致している限りはオーケーなんですね。ただ、その考えを、まさか1円に入れてくるかというふうに思っていなかったというところで、結局そこは脇が甘いと言われてしまえばそうなので、その件がどうのこうのというよりも、今後そういったことが起こらないような形をするという……。

○会長 よろしいでしょうか。

それでは、2つ目の建設工事における働き方改革の推進に係る対応について、事務局からよろしく願いいたします。

○事務局 では、資料2を御覧ください。こちらは、建設工事における働き方改革についてでございます。

こちらは昨年度の委員会にて検討項目の1つとして挙げさせていただきました、建設工事における働き方改革についてということで、1、建設業を取り巻く状況の中で、皆様御案内のとおり、令和6年4月1日から建設業へも適用開始となる時間外労働の上限規制、この内容を記載しております。こちらは御案内のとおりなので、詳細の説明は割愛させていただきます。

続きまして、その下、(2)年間実労働時間、休日取得日数等の状況、こちらを御覧ください。この上限規制の適用開始が迫っている中、左側のグラフ（年間実労働時間の推移）では、いまだ建設業では全産業平均と比較して年間で350時間以上、長時間労働の状況があるということが分かります。また、右のグラフ（世田谷区発注工事での週休2日の達成や時間外労働の上限遵守について）は、世田谷区のアンケート結果の抜粋になっておりますけれども、区の発注工事での週休2日の達成や時間外労働の上限厳守ができないという回答が2割超に上っているところです。その理由としては、そのグラフの下のほうに米書きでも書きましたけれども、工期設定であるとか、施設運営による土日作業等といった施工条件などが挙げられているという状況になっています。

続いて、こちらの資料、裏面を御覧ください。2、世田谷区発注工事における状況となっております。こちらは、区の発注工事の約4割を占めております小中学校の改修等工事を例に取った区の現況になっています。小中学校の工事は騒音・振動への配慮であるとか安全の観点から、夏休みなどの長期の休暇期間を中心に実施しております。現状、区として原則は4週8休となることを前提とした工期設定としていますが、案件によっては学校運営の関係上もあり、短期間の工期に収める必要があることから、そのとおりとなっていないという状況もあります。また、今から申し上げるような実態がありまして、工事従事者の方の休日取得などへの影響が考えられるということがあります。

中央の四角囲みの部分、参考、学校改修工事スケジュールのイメージの部分をお覧いただければと思います。中央のバーが工程のイメージになっておりまして、そのイメージの上に原則と書いてありまして、吹き出しをつけておりますけれども、実施設計の後、施工業者の方が決定し、具体の施工条件を確定した後、原則どおりであれば、当然、夏休みからの本工事も予定どおりの工程で施工が行われるということにはなりません。しかし、実際にはということで、そのバーの下のほう、イメージの下の吹き出しのほうをお覧いただければと思いますが、夏休み期間でも、後から、児童との面談を行うので工事を控えてほしいという学校からの要望があったり、夏休み期間以外でも、工事については近くの教室で音楽の授業を行うので、音の出る工事はちょっと控えてほしいというような要望があったりして、結局予定どおりに工事が進捗しないということがあります。そうすると、結果、土日の施工がなければ工期に収まらないというようなことがあり得るのが現況になっています。

これら考えられる要因として、その下、(2)のほうに書いております、考えられる要因という部分です。まず1つ目ですけれども、着工前の打合せで工事によって発生する騒音であるとか、振動であるとか、そういったものの程度、どのような工事を行えば、どのような影響があるのか、そういったところを、こ

の学校運営に影響する度合いについて、営繕側から学校側への説明が十分でなくて、結果、学校側の理解が不足しているのではないかとということが1つあります。また、2つ目として、現在は工事及び学校運営の日程など、関係者それぞれが認識しておくべき事項を双方で確認し、共有するに当たっての標準的なルールがない状況にありまして、そのことから、各案件ごとにそれぞれの担当者の進め方や確認、説明ポイントなどで差であるとか抜け落ちができてしまっているのではないかとという点があります。

このことから考えられる、解決に向けた方向性の例、あくまで例ですけれども、それが次の(3)解決に向けた方向性の例になります。1つは、理解の促進のため、工事によって発生する騒音や振動等、こういったものをイメージしてもらえようような説明方法を工夫するのはどうかということなのです。ここで括弧書きでビデオ等と書きましたが、これはあくまで1つの例ですね。例えば実際に工事を行っているようなシーンを学校側の担当の方に見ていただくであるとか、音を聞いてもらうというような、何らかの方法で理解を深めることができなにかということなのです。2つ目は、関係者の方が認識しておくべき事項、騒音・振動などの学校への影響もそうですし、施工日や施工方法の変更が工期にどう影響してくるのか、そういった部分になりますけれども、これを双方が確認するルールを作成するというもの。そして、3つ目は、これに関連しますけれども、個々で異なる担当者の方の経験の積み重ねであるとか感覚などで、案件ごとの確認事項の差異や抜け、落ちがないように、関係者間で確認に用いるチェックリストなどの標準的なツール、こういったものを作成するのはどうかということで、例として挙げさせていただきました。

以上、これらは、あくまでも考えられる要因に対応するための解決策の一例として事務局のほうで記載しておりますので、ここで抜け落ちている視点であるとか、実態であるとかというのは、もちろんあるかとは思いますが、あくまでこちらは例ということで御認識いただければと思います。

こういった状況ということで、資料については以上になります。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。

○委員 ちょっと私が思っている実態とは大分違うのかなというのが、これを見てびっくりしたところですが、28%の方が「できる」ということなんですけれども、私はもう、これは絶対できないんじゃないかなと思っていて、「どちらともいえない」という方ですね。これは多分、気を遣ってできないと言っていないだけではないのかなという、完全な私の思い込みですけれども。そんなふうな認識があります。

そもそも、週休2日にするということは結構大きな問題だということは、皆

さん御認識はあると思うんですけれども、大分、職人さんなんかも月給になってきた会社も多いと思うんですけれども、まだまだ日当月給なわけですよ。そもそも土日休むと、そこで稼ぎが入らないというのが現状だと思いますので。そうすると、なかなか、まあ、それだけじゃないと思うんですよ。もちろん前提にあるのは工期が短いからだと思うんですけれども、それもあるし、そういう問題もあるし、かなり大きな問題なんですよね。だから、こんな簡単にできるとかって本当に言えるのかなと、ちょっと疑問に思います。

この資料、裏面に関しても、夏休み工事というのは本当に弊社も何度かやらせていただいている、大変勉強になる工事ではあるんですけれども、特に、ちょっとあれっと思ったのは、(1)の、原則は、上から8行、10行目ぐらいですかね。「原則は4週8休を前提とした工期設定としているが」というのが、絶対無理がある感じなんですよね。大体7月の終わりから9月の頭まで、弊社の担当者は1日とか2日とかしか休めないですね。それが終わってから、実際、では、2週間ぐらい休もうかと言って、休んでもらったりするんですけれども。なので、こういうのも大分乖離しているかなというのが私のイメージです。

あと、考えられる要因などは、確かにそのとおりでなななということ、やっぱり行ってから学校側の御認識と工事をやる側の認識とが大分ずれていて、こんなにうるさいんだらば夏休みの児童との面談ができないよとかいうことが出てくるというのは、このとおりでななと思います。

以上です。

○会長 今のこの点について、こういう状況でしたというアンケート結果の話等ですけれども、今のお話の中にあつたところで言うと、工期の見直しみたいなものというのは、それぞれの課の関係だとは思いますが、何かやられているんでしょうかということなんですけれども。

○事務局 我々のほうで聞いているのは、やはり起工担当側のほうで、当然、最近で言えばトピックス的に中央のほうで適切な工期設定の新しいガイドラインまで出ていまして、ただ、あれが非常に抽象的なんですよね。どう解釈するかというのがあって。ただ、標準積算というものがありますから、それに従って当然積み上げているんだと。言ってみれば、皆さん、関係の方々からすると、いつもの話だねということになると思うんですけれども。

我々も、実は中でこの話をするとき、いつもの建前をと言ったら怒られちゃうんですけれども、原則を言っているけれども仕方がないので、現実を捉えて、そこに乖離があるとすると、どうやったら少しでも埋められるだろうかと。我々、契約担当からすると、令和6年度からの本則適用の問題も前から分かっているわけなので、区として、発注者として、この問題に対する明確な姿勢を示す必要があるんじゃないかと。それが果たして国がやっているような、モデル工事

みたいな設定がいいのか、そういうことではなくて実効性の、いわゆるここでお示しさせていただいているような学校の改修になると、率としても大きいわけですから。しかも、その難しさをはらんだ現場なわけですから、そこを解きほぐして具体的な対応を図るということが、発注者、受注者ともに納得がいく道への近道なんじゃないのかという話を、実は中で大分しまして、起工担当の話も聞きながら、こういう実態があるねと。こういうことは有効な策として一応考えられるんじゃないかというふうなところで、今回お示しをさせていただいているんですけども、委員おっしゃるとおり、そんな簡単な話ではないですよ。おっしゃるとおりです。

ですので、ぜひ建設的に、もっとこういう工夫があるんじゃないかとか、現場レベルでもっとこんな声を聞いているぞとか、その辺を教えていただければ、それをさらに検討させていただいて、また、今回だけで終わるつもりも事務局としてもないので、もっと具体的な、有効なというところで、また案をお示ししていきたいと思っておりますので、何とか委員の皆様様の任期の今回のうちに一定程度、学校現場なども動かすようなルール設定なりを、何とか委員会でも御意見としていただいて、区の中でも示して、具体的な対策にぜひつなげていきたいと思っておりますので、具体的な御意見をいただけると、本当にありがたいと思っています。

○委員 私ども建設の組合でも、この働き方改革というか、時間外労働管理というのが、喫緊というよりも前から言われていながら、この業界の悪しき体質というか、多分働いている人も雇っている人も、週40時間を超えたら時間外という考えがそもそも多分ないので、それでは生活できないだろうという大前提があって、つい最近も、世田谷の社労士会から講師をお願いして、学習会をやったんですが、まず時間管理ができていないということと、36協定すら分かっていないので、そもそも、時間外労働をするのは36協定を出すということすらやっていないという会社が、もう当たり前のようにあって、ここを改善するのは、どちらかというところと個々の企業だけでは無理で、業界と、公共工事でいけば発注者と一緒にならないと、個々の会社や、いや、おたくに義務があるんだから、おたくで何とかしなさいよというのは無理があるのかなという気はしています。

この学校工事にかかわらず、基本的に、多分工事の設定をする段階で、もうお尻が決まっています、そこのお尻までに工事を終わらせるという大前提で工期設定がされているので、確かに、ほかの工事も含めて、多分土日は閉所が前提を、毎月、来月は工期が足りないということで、土曜日にも仕事をさせてもらうという届出を出しながら、みんな土曜日にも作業をしている。元請さんもそうせざるを得ないし、元請が開ければ下請も、そこに人を出さざるを得ないと

いう状況になっているので、本当に、何が特効薬というのはいませんが、業界と、やっぱり行政と一緒に、ここは変える手段を考えないと、本当に、令和6年になって、それこそ訴訟みたいなこととか、あと、若い人がもうこの業界に残らないという。昔ながらの人は残るけれども、新しくこれから働こうという人たちは、この業界に入ってこないという状況になってしまうのかなという気はしていますので。

例えば、この現場では、どういう理由があっても閉所を、土日は開けなくても工事がちゃんと終わるようなというようなことをやらない限りは、開けてしまえば人は入れざるを得ないのかなという気がします。

以上です。

○委員 私どもはグラウンドを造る企業なんですけど、例えば、私どものような元請の人がまず休むということを第1ステップとして、次に、今、働かされている人たちを、では、どう休ませるかというようなことに、何かこう、1つ1つ解決していかないと、やはり無理があるのかなというふうに思いまして、私どもでリタイアした方に来ていただいて、土曜日とか、休めない日に代わりに行ってほしいという話をしてやっているんですが、どうしてもやっぱり、前にエンジンがあると、その人が監督になって、またもう1個現場をやらざるを得ないみたいな感じになってしまっているんですね。

ただ、そういうような例えば取組をして、代替要員を入れて監督員だけは休ませますといったときに、そういう取組をしている企業に対してプラスアルファの何か加点があるのか、収入アップにつながるのか、そういうようなことをまずしていったら、まず監督は確実に休ませますというふうなことをやっていったらどうかと。

私どもの会社でも、やはり業界の中で見ていると、そんなの、土日なんか休んでいられないよというところは、もうけているんですね。変な言い方なんですけれども。ある程度、飛ぶ鳥落とす勢いみたいな、そういう元気な会社なんですけれども、うちなんかは逆に、土曜日とにかく休みみたいなことをし過ぎている場合もあって、ちょっとバイタリティーが欠けてきている。若干そういうところも。

だから、どういうところで経営の中でうまいバランスを取っていけばいいかということは、あると思うんですが、確かに建設業に入ってくる人が少なくなっているということは、まずどこかで食い止めて、どこかの時点では、そうでもないよというふうにしていかないといけない。それはやはり経営者の努力も必要だし、今、そういうようなことで、代替の人を例えば出したときに、いや、この人は登録の監督員ではないから駄目よと言われたら、もうそれまでだと思ってしまうんですが、例えばそういう何かができる。今はネットとかも結構うま

くできていますので、その現場で安全管理さえできれば、業務についてはほかの人がフォローすることは、きっとできるんだと思うんですね。

だから、そういうような、メインの監督ではないけれども、そういう人たちをサブでちゃんと考えていますよと。最低限、元請の監督は土日休みなのか、週休2日。もしかすると水曜日休みかも分かりませんが、週休2日をちゃんと取らせるようなことができるというようなことを、何か取り組んでいきたいなという思いがあって、今、やっちはいるんですけれども、なかなか実際全てできているわけでもないで、格好いいことは言えないんですが、そんなことで、何かちょっと変えていけるところを、まずワンステップやっていかないと、その次へは到底下がっていかないですし、やはり職人さんは来て仕事して幾らなので、一日でも多くやりたいという、何かそういうことがきっと働くと、よく昔、言われたんですけれども、会社の間人は給料をもらっているからいいけれども、我々はみたいな話で、あと、天気にも、うちなんかは左右されるので、そうすると、本当に工期を守るということ自体が大変になってきて、もう土曜日休みなんて言っていられませんかみたいな話で。

とはいえ、今の若い人たちは、急に、今日雨だから君は休みだよ、それで1か月後に、この間、休んだだろうと言われても、やっぱりどうも納得できないみたいなところがあるので、どうにかそういう、その日は雨の場合はしようがないですけれども、決めた日にちをきちんと休みにさせてあげたいなという思いはあって、前向きにこれから検討していかないと会社自体も存続していかないというのは、もうよく分かりますので、そのあたりを区のほうでも何か御評価いただいたりということができるといいなと。

それから、あと、これはちょっと余談で、前にも申し上げたんですが、世田谷区の仕事をしていると評価点数がすごく低いんですね。うちなんかも業界で表彰を受けたりというのがあって、よその地域ですと80点以上95点ぐらいまで取れる人間が、区の仕事をして80点以上ということが、まずない。その辺は逆に、建設業のモチベーションの、若者を引き上げていくというところで、何かそういう、区に評価を受けた、若いけれども、この監督なんだよというようなことも、建設業を発展させるのには1つのプラス要因になるのかなと。中には気持ちを持って業務をしている若い人たちもいますので、せめてそういう人たちがしっかりとモチベーションが上がるようなことができていて、それに付随して知り合いが入ってきたり、建設業自体はすごくポジティブで、いい業界なんだよということが。

本当に私は思うんですけれども、物作りってすごく楽しくて、なおかつ、こういう区の仕事ができるということは、社会貢献させていただいているという、そういう自負を持って今やらせていただいているので、そういったことが、も

うより一層社会に広がって行って、昔の何とか経営と言われていたものが、ついつい残っていますので、何かイメージが悪いんですけれども、逆に、もちろん汗をかく仕事ではあるかも分かりませんが、これが大変素晴らしい仕事だというようなものを何かできたら、これからの日本の社会も、やはりよりよくなってくるのかなというふうに思っていますので、何かまた区のほうでも御尽力いただけたら、ありがたいと思います。

ちょっと長くなりまして申し訳ありません。

○会長 ありがとうございます。

評価点の問題は、区によってちょっと基準が違うので、世田谷あたりが全体を見ていると、70ぐらいを境にしているのに対して、ほかの区では80あたりが1つの基準としてやって、これは、これまでの評価のやり方ということもあって、なかなかほかの区と同じにするというのも大変なんだけれども、それなりに正当な評価が得られるような形にできればということなんだと思うんですね。ほかの区を見ていると、何でここはこんなに高いんだと。逆に世田谷と比べると思うときもありますので。

そういうような御意見もあるということで、ぜひ区のほうも頭に。それぞれの担当課の問題、担当課の評価をするというか、課の問題ですね。評価する人の問題ではなくて。そこら辺もちょっとあるかなとは思っています。

○事務局 前段の話も非常に参考になるというか、勉強になるなど、改めて今日お聞きして思ったんですけれども、前段の労働ダンピングみたいな話があるじゃないですか。要するに無償で働いちゃうみたいな。現場に対しての意識が強いから、そうなるのもあるのかもしれない。最後の話にもつながるのかもしれないんですけれども、それで企業として伸びていけばいいというのでは、まるで労働ダンピングなので、それはちょっと変えていかなきゃいけない。

あと、お話の中で常に出てくるのが、土日閉所できるかどうかということと、4週8休的な、労働基準法の基準の割合で休めるかどうかという二面性があって、難しいところはあるんでしょうけれども、国土交通省ですかね。何かシステムを使ってどうのこうのということで、今回も評価点に加えていますけれども、ああいうふうな国レベルでの取組の反面、よく分からないながらも、今回事務局でつくったルールを決めていこうよとか、要するに、できることについて、まずあるよねとあっていて。そういうものを自治体レベルで1個1個、お知恵もいただきながら具体的に変わっていきたいんですね。何となく難しいよねで終わりたいくないので。

いただいた御意見の中に幾つもお知恵とアイデアみたいなものをお聞かせいただいたと思いますし、今後、今日のというだけじゃなくていいので、この件に限らないんですけれども、この委員会で話し合いたいよねと言っていることの

知恵について、それこそメールでも何でもいいですから、現場に立った知恵をいただきたいんですよ。変えていけないこともありますよ。もちろん。けれども、変えていけることもあるんだらうと思っておりますので、そういう知恵をいただきたいですね。

我々は何か、とにかく学校って規模が大きいし、工事規模が世田谷区における比重が大きいし、あそこがまたよく工期を守ることで四苦八苦して、土日に押してって多い。じゃあ、それは何だろうねみたいなことをベースとして、今回はこんなようなものをつくっていたりするわけですよ。ぜひそういうのを。ただ、現場は分からないでやっていますから、知恵が欲しいんですね。できることについて一緒にちょっと御協力いただきたいということと、本日の1つの話としては、具体的に事務局で考えた、こういったことは進めさせていただいていかどうかということも、ちょっと御議論いただきたい。

○委員 これは別に文句とかじゃないんですけれども、この資料の年間の労働時間の休日取得、まあ、いろいろあるんですけれども、年間の実労働の推移で、多分これは建設業という枠で行くと、多分、1983時間とはなっていますけれども、現場の実態からすると、先ほど言った4週8休取れていませんよと言ったら、これより多分、もっと労働時間って長くて、要するに、建設業でくくっちゃうと、ホワイトカラーの人もいるし。

○委員 そうです。

○委員 そうですよ。実を言うと、自分が運送業の出身なんですけれども、運送業も長いんですよ。もうドライバーさんだと大体2000。今、ちょうど拘束時間が、まだ法律的には3516というのが生きちゃっていて、それを今、3300まで変えましょうみたいな時代を今やっているぐらいなので、実は、似たようなところが現場の社員というのは多分あるので、実態調査とか、分かる範囲でやると、多分2300、2400はね。2200ぐらい、2300は行っちゃっているんだらうなというところも多分出てくると、非常に、何というか、そういうところからいろいろ考えていただければ、いいのかなというような気がしましたので。

すみません。ありがとうございます。

○副会長 結局、これは4週8休を仮に全部守るとすると、多分相当増員をしなければならぬ。増員と同時に、公費なりがそれを吸収するだけの発注金額に押し上げられるかどうかで、ここのところは今、4週4休になっているか、なっていないかもしれないところもあるかもしれないんだけど、それを倍に休みをすると、どのぐらいの増員が必要かという。単純計算だけでも相当コストアップになりますよね。そこら辺の連動がうまくいかないと、掛け声はかけてみたけれども、やっぱり予算制約でできませんでしたというふうな、何かそういうふうには終わらせたくないんですね。今回。先ほど〇〇委員が言ってお

られたように、働き手がいなくなっちゃうという状況が、とにかく予想されるので。そうになってしまうと、今度はそれに代わる工法が生まれればいいですけども、そううまく技術のほうもついていかないかもしれないので。やっぱりそうすると、なし崩し的に現状維持というふうなところに行くおそれがあるので、どこかでそこは踏ん切らなきゃならないところがあると思うんですけども、これが時間が切られているわけですよ。2023年からこうしますという、そこが決まっているだけに、今から準備していかないと、この方向に進めない。

今、学校の例がありましたけれども、学校の場合も、人さえ、あるいは機材さえ2割なり3割投入すれば、4週8休型で一定の工事に達せられるかという、どうもそう単純ではないような気もして、その辺どういうふうに持っていたらいいのか。学校の工事の場合は、とにかく作業時間というの、かなりぎりぎりで行っているような状況ですから。そうすると、そこに人と機材を入れても時間短縮が可能かという、建設業の現場を考えると、そうもいかないわけです。

○委員 委託業務は基本的にはマンパワーなんですね。労働集約型で。例えばロボットが開発されていますね。ファミレスでもロボットが運びますけれども。委託業務の清掃とか、いろんな点検は、やはりマンパワーなんですね。現実的に、やっぱり4週8休というのは、要は大企業の発想ですから、そこからずっと実際に現場を担う建設業とか委託業務は、もう人の力によるしかないわけですね。トラックの運転手もそうですけれども、人がなかなか集まらないわけですね。特に、雨が降ったら休み。ずっと雨が降ったら休み。若者は、やっぱりそういう不安定なところには行きたくないわけですね。ある程度は覚悟していても、定期的に仕事をして、それである程度の収入が欲しいと。それ以上も望まないけれども生活できればいいよという若者も多いわけですね。社長になるとか、そういうレベルではなくて。

そういう中で、4週8休も含めて、例えば最先端のところは、土曜日も日曜日も働かざるを得ないですね。そこで現場作業が回らないわけですね。これが実態だと思うんですね。かといって、それでよしとするわけにいかないわけですね。だから、そこでどうやって各企業は考えてやるか。募集しても人が来ない。その中でどう仕事を切り盛りするか。なおかつ4週8休をどう維持するかという。そうすると、やっぱりできるだけ使えるものは、いろんな機材の導入とか、あるいは、仕事の制限をすとか、あるいは、お客様との、学校に行ったら夏休みの期間にやってください。これは委託業務はみんなそうなんですね。だから、先ほどの建設業で雨が降って延びているから、工期が延びちゃったと。そうすると仕事ができなくなるという悪循環もあるわけですね。

では、どうしようかという、ここのやり取りができないんですね。もう工期がこうだからやってくださいと。これだけは、もうちょっと何とか期限内にやってください。これだとやっぱりちょっとね。学校の事情もあるだろうし、そういう中で対応しているというところ。そこを柔軟に、何かやり取りできることがあると、意外と業務もある程度スムーズに行けるんじゃないかなというふうに感じております。

○会長 ありがとうございます。

学校のところの問題というのは、いろいろとあるんだと思って、これは方向性ということで、ルールを作成する、チェックリストを作成するというのは、これは1つあるんだと思うんですが、ぜひ、学校の建設現場でうまくいっているといいますかね。発注者ではなくて学校側と現場監督がうまくいっている例といいますか、その点も検討されるといいと思うんですね。

ほかのところでも、要は、現場監督と学校側のコミュニケーションがうまくいっている、それなりのノウハウを持った現場監督のときには結構スムーズに行くんだけど、そうじゃないときというのが、もうしよっちゅう日程調整云々かんぬんでもめるといっているのがあると。それは現場監督の資質とは必ずしも言えないんだけど、そういういい例のノウハウを、こういうチェックリストであるとかルールと言っているところに生かせるようになると、1つの参考かな。ルールであるとかチェックリストになると、人間性がなくて、そのまま、ぽんぽんぽんで終わってしまう。かなり、発注元の営繕だとかとの関係は別なんだけれども、現場でのコミュニケーションといいますかね。それがかなり効いて、では、それだったら1日ずらしますよとかというような調整ができる場合と、全然それはもう、突然その日にこれをやろうとしたらできないという場合がある。いわゆるそれを発注者が言うてくるわけではなくて、現場のところで言われちゃう。そうすると、現場監督からすると結構困っちゃうといいますか、お手上げ状態になるという事例もあるやに聞いていますので。

要は、うまくいっているところのノウハウをうまく、これはヒアリングなのか何か分かりませんが、引き出して、それが何らかのルールであるとか、チェックリストであるとか、心構えと言ったらちょっとあれなんだけれども、そういったところに生かされるようになると、一步は前進するのかなと。全ての工事でぎくしゃく全部しているわけでは決してないとは思いますが、そんなものもぜひ参考にされるのがいいのかなというふうに思っています。

この働き方改革で、時間外労働の話は結構いろんなところで議論になっていますので、どうしていいか本当に分からない状況がまだ続いていますけれども、ぜひ一歩進めていくようにしていただければと思います。

○委員 資料2の裏側のところの、工期に影響する事例みたいなものが具体的

に載っているんですけれども、これって現場からすると、要するに、児童との面談があるとか、音楽の授業があるみたいな、そういう要望というのは、校長先生とか教頭先生みたいなものが話をまとめてくるんですか。それとも、一教員が判断みたいな感じで、今日はやめてくださいみたいな感じで来るのか。どういう……。

○委員 窓口は副校長先生だと思いますので、副校長先生から下りてくるとは思うんですけれども。

○委員 (1)のところに「着工時点で夏休みのプール実施日や使用する教室などが決まっておらず工事スケジュールの詳細が確定しない」とかあるんですけれども、これぐらい確定するべきかと。逆に言うと、そういうところは当事者でとか現場監督に任せるんじゃないかと、もう絶対的な、これはこうですみたいなものを、むしろそういうものだというふうにすることによって不必要な手間を省くということが、要らん労働を減らす1つで、何か、日程を決めろと言うのは、そんな理不尽なことではないと思うんですよね。工事というのは、天候とかそういう、あらかじめ決められない要素というのは、どうしても避けられないんだけど、登校日を何日にするとか、使用教室をどうするかというのは、100%確定はできないにしても、ある程度、もう少しルールみたいなものによって、少なくとも要らん手間というか、労力というのは、かなり減るんじゃないのかなということ、むしろ、こういうルールですよというのを特に決めちゃってやったほうが、逆に言うと理不尽じゃないし、そんなに問題、難しい話ではないような。

ちょっと現場のことは分からないんですけれども、何となく感覚としてということなんですけれども、一応そういう感じです。

○委員 これに対しては多分、教育委員会の方とか営繕の方とかも、事前打合せとかはされているんじゃないかなと思います。

○委員 何かここにも、事前打合せはしているけれども、担当者が替わると分からなくなっちゃうと書いてあるんですけれども、いや、それは引き継ぎしるよって話で。しょうがない話ではないような気がするんですよね。

○委員 これは、深くもっと考えると、学校側の担当の先生の忙しさというか、働き方改革というか、そういうものがちょうど出てくるんですよね。だから、ちょっと難しいですよね。

○副会長 これは、とてもよく調べてくださったと思うんですよね。つまり、営繕、財務の契約と、受注した側の事業者と、事業者も元請さんだけでなく下請さんも全部含めて、そういう関係者の努力がいろいろあっても、やっぱり教育現場の学校管理者というものがその間に入らないと、実際の工事というのは円滑に行かないという関係を示していると思うんですね。その円滑な関係

をどう処理するかという仕組みが、今のところまだ十分、この標準化されたルールがないという言葉の中に、そのことがどうも込められているような気がするんですが、これはやはり事前にうまく、そういう管財と学校の現場と契約の担当と、それから、元請さんや下請さんの合議体制というのが、どこか準備期間の中にちょっとあると、多少その改善が進むのかなという。その工事の進行の現場のありようというのは、やはり改善の余地があるということ、この事例は示していると思うんです。

これが非常に、改善を考える上でのヒントが、たくさんこの中に入っているので、これはとても今後の改善の枠組みをつくるには、いい提案というか、事項を示していると思うんですね。これは少し詰めて改善策を考えたらいいんじゃないかと思います。

○会長 ありがとうございます。

プールなんかにしても、通常のプールの実施日あたりは、事前にもう決まっていたりとかするんですけども、例外事項が出てくるんですね。実際、あるかどうかは別個として、世田谷で言うと、小中学校でアドベンチャーin多摩川というのをやって、いかだに子供たちを乗せて、こういうことをやりたいみたいな。いかだがどの程度できるかということもあるので、なかなか日程が決まらない。そういった例外事項で右往左往するということもあるんだらうなというふうに思いますので、そこら辺、ぜひさらに。

この考えていく方向性等については特に御異論はないと思いますので、いろいろとさらに検討していただければと思います。

○委員 先ほど副会長からもあったと思うんですけども、これはやはり、この時間で仕事を収めようとするならば、間違いなくコストアップはすると思うんですよね。先ほど現場の監督に対して、監督がやらなくてもいい仕事というのをバックオフィスでするんだったら、バックオフィスを抱えるだけのお金が出てきますし、では、現場を2人体制にして交代交代で休もうとかするのであれば、その人件費がかかってくるので。どちらにしても、これをやろうと思ったら、コストがアップするということは、確実に僕は行わないといけないんじゃないのかなと思います。

以上です。

○会長 いろいろと検討していただくことが出てまいりましたけれども、よろしくをお願いします。

それでは、次の報告事項に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

3、世田谷区建設工事総合評価方式の試行実施状況について、事務局から御説明をお願いします。

○公契約担当係長 では、資料3-1及び3-2について御説明をいたします。

まず初めに、世田谷区建設工事総合評価方式の試行実施状況についてということで、資料3-1、こちらを御覧ください。

今年度の発注工事の1割程度で総合評価方式を試行することを予定しています。ですが、7月末までに合計で13件実施という形になっています。詳しい分析、検証結果については後日改めて報告をさせていただければと思いますが、本日は現時点での概況を御説明いたします。

まず、対象業種、こちらは資料、一番左側の列になりますけれども、土木工事、建設工事、設備工事、造園工事、それぞれにおいて幅広く実施しておるとい状況です。

また、予定価格欄のとおり、発注金額においても、1000万円程度のものから1億円以上のものまで、様々な価格帯で実施しております。

続いて、総合評価方式に参加した事業者数、そのうち札を入れた事業者の数については、入札参加者数、それと応札者数の列のとおりとなりますが、おおむね通常の価格競争入札、そちらと同程度の数の事業所の方に御参加いただいているという状況です。

資料中央、こちらに落札した事業者の方が獲得した評価点が記載してございます。価格以外の評価、こちらは50点満点、そして、価格評価、50点満点で合計100点満点のうち、それぞれ記載の点数によって落札しているという形になります。価格点が1位の参加者が落札者となった案件は、この13件中7件になりまして、残りの6件においては価格点が2位以下の事業者が落札しており、およそ半数の案件で価格点の順位を、そのほかの評価点との合計点によって覆しているという状況が見受けられます。

続いて、総合評価方式に参加した事業者の方へのアンケートについてということで、資料3-2を御覧ください。

まず、調査対象になりますけれども、入札を辞退した事業者様を含めまして、総合評価方式に参加希望した事業者の方、全てにアンケートを依頼しております。そのうち回答数としましては、7月末時点で44件となりまして、業種の内訳については記載のとおりとなっています。

続いて、アンケートの内容ですけれども、こちらをかいつまんで御紹介いたします。

冒頭、1、世田谷区建設工事総合評価方式についてという項目では、制度全般について質問しておりまして、Q1-1では、この制度が公契約条例の趣旨を具体的に反映したものであるという趣旨の理解度ですね。Q1-2では、条例についての理解度について回答いただいているということです。また、Q1-3、こちらでは、総合評価方式に参加したことによって各種取組への意欲に変化があったかということですね。そして、おめくりいただきまして、Q1-

4、こちらでは、今後もこの総合評価方式に参加したいかどうかということ質問しております。

続いて、その下、Q2では、価格評価の仕組み、一定の金額を超えると点数が低減するカーブについて、こちらについて理解度を聞いております。

Q3-1では、価格評価項目の達成状況や達成への意欲について、こちらに達成済み、新たに達成した、今後達成する予定、もしくは達成する予定はない・難しいといった4段階で確認しております。

これらの質問項目への回答の概要についてなんですけれども、こちらについては4ページを御覧ください。最後のページになります。

この制度が公契約条例の趣旨を反映した制度であることについては、95%の方がよく理解している、またはおおむね理解しているというふうに御回答いただきまして、公契約条例については、90%の方によく理解している、おおむね理解しているという御回答をいただいています。

次に、評価項目への取組意欲について。こちらは、38%の方が工事成績など施工能力への意欲が高まったというふうに御回答いただいています。

また、今後の総合評価方式への参加意向については、77%の方が積極的に参加したい、やや参加したいというふうに御回答いただいていると。

次に、価格評価の方法について。こちらは95%の方がよく理解している、おおむね理解しているというふうに御回答いただいています。

最後に、今回の総合評価方式の評価項目となったことで新たに取得・達成した項目として最も多かったものは、建設業労働災害防止協会への加入となりまして、こちらは4社の方から加入したとの回答をいただいています。

アンケート結果の報告については以上になります。

○会長 今年度、既に動いているものということで、7月までですが、この後、今年度まだ、秋以降といいますか、件数は出てくるという。その途中の報告です。

これにつきまして、皆様から御意見または確認したいことがございましたらば、よろしく願いいたします。

○委員 今回、総合評価を多分受注されて、工事が終わると、公契約の労働報酬下限額は守られているかどうか。その工事に携わる職種ごとの下限額を報告するというのが、たしか項目にあったと思いますが、その辺はもう報告がされてきているということなんですか。

○事務局 工期終わりはまだです。

○委員 では、これからということですか。

○事務局 ええ。これから、工事が終わったものから実施させていただく予定です。

○委員 分かりました。

○会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、もしあれば、最後にまたお伺いします。

それでは、4の労働報酬下限額周知カード等の実施状況についての報告並びに令和3年度事業所労働条件調査の結果についての御報告。条件調査は4件だったと思いますが、この2つを併せて事務局から御説明をお願いします。

○事務局 では、まず、資料4のほうを御覧ください。こちらが労働報酬下限額周知カード等の実施状況になっています。

1に配布状況を記載しておりますが、この7月末時点で、現在6990枚、周知カードを配布しております。参考までに、中央あたりに7月末時点の下限額対象案件数も記載しております。工事案件では73件、工事以外の案件では371件ということで、計444件の案件があると。この中で、現在6990枚、カードを配っているというような状況です。

また、2で、事業者の方、従事者の方からの反響等ということで、少し書かせていただきましたけれども、事業者の方ですと、これは委託契約の事業者様なんですけれども、現在、従業員の方に下限額よりもはるかに高い賃金を支給しているんだが、カードを配布する必要があるのかというようなお問合せがありました。従事者の方からは、カードを見て下限額のことをもうちょっと知りたいので、賃金と下限額を比較する計算方法を詳しく知りたい、教えてほしいというような御連絡などもいただいています。また、従事者の方からですけれども、下限額を遵守するために、そちらの会社様のほうで、勤勉手当のような形で能力によって変動するような額の賞与を廃止して、それを従事者の方に押しなべて基本給を同額分引き上げるような仕組みを行ったよなんていう、情報提供なんかもいただいているというような状況です。

こちらについては、引き続きデータを蓄積させていただいて、報告をさせていただければと思います。

資料4については以上になります。続いて、事業所労働条件調査報告について行います。

(事務局 実態調査の報告)

○会長 ありがとうございます。

以上、2項目にわたりますが、資料4並びに資料5に関わることについて、御意見、確認したいことがございましたら、よろしくをお願いします。

○委員 資料5-1、5-2の事業者さんなんですけれども、36協定についてかなりできていないなというのは、さっき建設工事における働き方改革の推進

に係る内容について、これでも書かれたと思うんですけども。あと、〇〇委員が先ほどもお話ししていたように、業界として36協定が意識されていないなんていうのが、ここに細かく出てきているんじゃないかなと思うんですね。なので、労働条件調査は個別の企業様で、業界としては業界として、そういう形で、何かこういうものを徹底してやっていく、何か仕組みができればよろしいんじゃないかなと思いました。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

○委員 今、指摘のあったとおり、5-1、5-2とも建設事業者さんで、これは2つとも、何か支店業者さんということで、本店業者さんではないようなんですが、C評価ということで、特に2のほうなんですけど、1億円近い契約金額の工事で、調査対象がそもそも2人しかなくて、2人いるけれども、技能労働者はこの2人には該当しない。では、一体この現場は誰が管理しているんだと言いたくなるような。あまり細かいことを追求する気はないけれども、2名のうち1人は1130円を割っているって、一体誰がこの現場を管理して働いていてという気がしました。

以上です。

○会長 ほかにございますか。

今の〇〇委員、〇〇委員からの御意見について何か……。

○委員 今のと関連で。

支店ということは、就業規則は本店と一緒になのかしら。それはまた別……。

○委員 通常は就労場ごとに就業規則も36協定も出さなければいけないと思うんですよ。

○事務局 すみません。1点訂正がございまして、資料5-1と5-2なんですけれども、所在地は区内支店とございますけれども、これは本店の誤りです。申し訳ございません。

○委員 そうすると、最初のお話のとおり、小さな事業所、企業自体が小さいという中で、言葉はおかしいけれども、そこまでなかなか手が回らない中で、個別企業に任せないで、さっきお話があったように、業界全体でどうするかというのを考えないと、なかなか、社長さんがどういう人か分からないけれども、大変、この労務管理などについて精通されているとは思わないので、どうするかというのは少し考えないといけないかなというのが、このC評価を見るとね。

あとの2つは、それぞれ委託のほうなので、逆にそれは当然、だからAなんですよね。人数も多いし、それなりの事業をやっている。多分そういう部署があって、総務なりなんなりの人がいるなりしてやっていると。だから、Aになるのは当たり前。当たり前とは言えないけれども、Aじゃないとやっていけな

いという。ただ、逆に言うと、建設業のほうは10名ぐらいのところだと、やっぱりこういうふうになっちゃうのかなというあたりを、どうするかというのが、さっきの働き方改革のところと裏表の問題かなという感じがしました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、ほかは。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項4、5につきまして、いろいろと御意見いただきまして、ありがとうございました。

それでは、その他ですが、〇〇委員から1つ。これは例年と一緒かと思いますが、要望書というものが出ておりますが、何か御説明いただくことがあればよろしくをお願いします。

○委員 ありがとうございます。〇〇でございます。お願いします。

要望書、今、課長からもありましたように、毎年踏襲させていただいているものなんですけれども、表面の4、適切な工期設定ということで、去年もおととしも、これは書いているかと思うんですけれども、入札公告時に仕様書と共に工程表の公表をお願いしたいですということで書かせていただいています。

先ほどもありましたように、なかなか工程が見えていないときがありますので、これがあると皆さん分かるんじゃないのかなと。特にプールの状況なんかも書き込んでいただくと助かるなということですね。

裏面の7なんですけれども、こちらは「世田谷区内産業の一つ『建設業』の持続可能な発展の為に」ということで、今ございましたような形で、若者を引きつける建設業になるためにみたいな形のことを書いているんですけれども、中でも入札制度改革ということで、世田谷区建設工事総合評価方式というのを、今、試行していただいているんですけれども、これは、結果はまだ決まっていないのかも分からないですけれども、来年からは、ほぼほぼ、もうやっていこうということでよろしいんですか。

○事務局 基本的には。

○委員 どうもありがとうございます。早くしていただくと、今まだ、私から言うとダンピングじゃないのというのが続いていますので、なるべく早めに実行していければ助かるなと思っています。

2番目。評価方式での地元建設業者へのインセンティブを、もう少しつけてくれないかということのを、つらつらと書いています。

それと、3番。評価方式の公契約評価点についてということで、行政の職員の方の負担が増えないようにということで、東京都の指針などを利用している部分が大きいと思うんですけれども、やっぱり現実問題として、ハードルがちょっと高いのかなというのが幾つかあると思います。これに対して、世田谷区

の独自で評価できる指数を設定していただくことは可能なのかなんていうふうに思っております。例えば世田谷版のSDGs宣言企業か否かということで、横浜市とか、さいたま市なんかはやっているということで勉強しているんですけども、この辺のこととか、あと、企業が行っている地域貢献を点数化することとか、その辺のことを書いております。

これは、この紙面にはないんですけども、ちょっと先ほど話がありました、若手のモチベーションアップのために、年に1回、評価が出ると思うんですね。先ほど話がありました。世田谷だと74点ぐらいが最高でという話ですね。上位者に表彰なんかしていただくと、すごくモチベーションが高くなるんじゃないかなと思いますので、この紙面にはないんですけども、併せて御要望とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。

それ以外、各皆さんからございますでしょうか。

なければ、事務局のほうは何かございますか。

○事務局 第2回の委員会についてなんですけれども、10月頃を予定させていただければと思います。また皆様の御都合については、部会との同日開催も想定しておることもありますので、日程調整については改めて御連絡をさせていただければと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。次回は10月ぐらいということで、御出席のほど、よろしく願いいたします。

本日の委員会は以上をもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後5時35分閉会